

## 愛知県がん対策推進条例

がんは、本県における死亡の最大の原因であり、また、高齢者だけでなく、子ども、働き盛りの者など誰もが罹患する可能性のある病気であるため、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている。

このため、がんの予防及び早期発見の推進とともに、県民が県内のどこに住んでいても等しくその意向を尊重した最善のがん医療が受けられ、療養生活と職場、家庭、地域その他の分野における生活との両立ができるがんになっても安心して暮らせる社会の実現が、今強く求められている。

こうした認識の下、全国最高水準のがん対策を目指し、県、市町村、保健医療関係者、事業者並びにがん患者及びその家族その他の県民が一体となって、がんの予防及び早期発見、がん医療、がん研究、がん教育その他の分野におけるがん対策に一層取り組むために、ここにこの条例を制定する。

### (目的)

第一条 この条例は、がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）の趣旨を踏まえ、がん対策に関する県の責務等を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見の推進、がん医療の充実その他のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってがんによる死亡者の数の減少、がん患者及びその家族の苦痛の軽減及び療養生活の質の維持向上並びにがんになっても安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (県の責務)

第二条 県は、国、市町村、保健医療関係者（がんの予防若しくは早期発見の推進又はがん医療に携わる者をいう。以下同じ。）及びがん患者、その家族等で構成される民間団体その他の関係団体（以下「関係団体」という。）と緊密な連携協力を図りながら、がん対策に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民のがん対策に関する理解と関心を深めるよう努めなければならない。

### (市町村の役割)

第三条 市町村は、県、保健医療関係者、関係団体等と連携を図りながら、科学的根拠に基づくがん検診の実施及びがん検診の受診率の向上に資する施策の実施に努めるものとする。

### (保健医療関係者の役割)

第四条 保健医療関係者は、がんの予防及び早期発見に寄与するよう努めるとともに、がん患者及びその家族の意向を尊重した適切で質の高いがん医療の提供に努めるものとする。

2 保健医療関係者は、県及び市町村が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (県民の役割)

第五条 県民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うとともに、積極的にがん検診を受診するよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第六条 事業者は、従業員ががん検診の受診等によりがんを予防し、又は早期に発見することができ、本人又はその家族ががん患者となった場合においても、働きながら治療を受け、若しく

は療養し、又は看護し、若しくは介護することができる環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、県及び市町村が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。  
(がんの予防の推進)

第七条 県は、がんの予防に資するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 喫煙、食生活、飲酒、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響等がんの予防のための正しい知識の普及啓発
- 二 喫煙者の禁煙を促進し、及び受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するための施策  
(がん検診によるがんの早期発見の推進)

第八条 県は、がんの早期発見に資するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 市町村との連携によるがん検診に関する普及啓発その他のがん検診の受診率の向上及びがん検診の精度管理（がん検診の実施内容を評価及び検証することにより、がん検診の質の維持向上を図ることをいう。）の充実を図るための施策
- 二 がん検診に携わる保健医療従事者（医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の保健医療に従事する者をいう。以下同じ。）の資質の向上を図るための施策  
(がん医療の充実)

第九条 県は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 がん診療連携拠点病院（厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院をいう。以下同じ。）の間の連携協力体制の強化及びがん診療連携拠点病院の機能の充実を図るための施策
- 二 がん診療連携拠点病院とそれ以外の医療機関との連携及び協力の推進のための施策
- 三 手術療法、放射線療法及び化学療法の充実、これらを組み合わせた集学的治療の推進並びに粒子線がん治療等の高度で先進的ながん治療の推進のための施策
- 四 チーム医療（多種多様な保健医療従事者が、各職種の専門性を生かしつつ、互いに連携し、及び補完し合いながら医療を提供することをいう。）の推進のための施策
- 五 がんの再発防止のための正しい知識の普及啓発その他のがんの再発防止に資する施策及び医科歯科連携による口腔ケアの推進、リハビリテーションの推進等のがん患者の生活の質の向上に資する施策
- 六 がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する保健医療従事者の育成及び確保に関する施策
- 七 前各号に掲げるもののほか、がん医療の充実のために必要な施策  
(女性に特有のがんに係るがん対策の充実)

第十条 県は、女性に特有のがんに係るがん対策の充実を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 がん罹患しやすい年齢等を考慮したがんの予防に関する正しい知識の普及啓発
- 二 女性に特有のがんに係るがん検診の受診率の向上を図るための施策
- 三 女性ががん検診やがんの治療を受けやすい環境の整備
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性に特有のがんに係るがん対策の充実のために必要な施策

(小児がんに係るがん対策の充実)

第十一条 県は、小児がんに係るがん対策の充実を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 小児がんの実態把握の強化
- 二 小児がん医療の拠点となる病院の整備を推進するための施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、小児がん医療に関わる医療機関間の連携及び協力の促進、小児がん患者の療育環境及び教育環境の整備、小児がん患者及びその家族に対する相談支援の推進及び情報提供の充実強化、小児がん医療に携わる保健医療従事者の資質の向上その他の小児がんに係るがん対策の充実のために必要な施策

(緩和ケアの充実)

第十二条 県は、がん患者及びその家族に対する緩和ケア（身体的又は精神的な苦痛の緩和、社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護、相談その他の行為をいう。以下同じ。）の充実を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 緩和ケアに関する県民の理解を深めるための施策
- 二 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する保健医療従事者等の育成及び確保に関する施策
- 三 がんと診断された時から緩和ケアを提供することができる体制の整備
- 四 前三号に掲げるもののほか、がん患者及びその家族に対する緩和ケアの充実のために必要な施策

(在宅医療の推進)

第十三条 県は、がん患者等の意向により住み慣れた家庭や地域でがん医療（緩和ケアを含む。以下この条、次条及び第十六条において同じ。）を受けられることができるよう、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 在宅でのがん医療及び介護の提供のためのがん診療連携拠点病院、がん患者の居住する地域の診療所をはじめとするがん診療連携拠点病院以外の医療機関、訪問看護事業所、薬局等との連携及び協力の推進に必要な施策
- 二 前号に掲げるもののほか、がん患者等の意向により住み慣れた家庭や地域でがん医療を受けられることができるようにするために必要な施策

(がん患者等への支援)

第十四条 県は、がん患者等の意向を尊重したがん医療の実施及びがん患者の療養生活の質の維持向上に資するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 セカンドオピニオン（診断又は治療に関する担当医師以外の医師の意見をいう。）を取得しやすい環境の整備その他の情報提供及び相談支援の体制の充実強化
- 二 ピアサポート（がん患者及びがん経験者によるがん患者及びその家族に対する相談支援の取組をいう。）その他のがん患者及びその家族に対する支援活動の促進のために必要な施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、がん患者等の意向を尊重したがん医療の実施及びがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策

(がん登録の推進等)

第十五条 県は、効果的ながん対策の立案及びがん医療の水準の向上に資するため、がん登録（がん患者の罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するためにがんに係る情報を登録する制度を

いう。以下同じ。)の推進及びその精度の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、がん登録により収集された情報がその利用目的の達成に必要な範囲を超えて用いられることのないようにする等、がん患者に係る個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(がん医療に関する情報の提供等)

第十六条 県は、県民ががん医療に関する適切な情報を得られるよう、医療機関の診療情報その他のがん医療に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、毎年、がん対策に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(児童及び生徒に対するがん教育の推進)

第十七条 県は、教育機関、医療機関、関係団体等と連携し、児童及び生徒が、学習活動等を通じて、がんに対する理解を深め、並びにがんの予防及び早期発見に関する正しい知識並びにがんの予防につながる望ましい生活習慣を身に付けるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(研究の推進)

第十八条 県は、がんの本態解明、がんの予防方法及び先進的ながん医療技術の開発、がんによる身体的及び精神的な苦痛の緩和等を目指す研究の促進並びにその成果の活用に資するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 愛知県がんセンターの機能の充実及び研究の促進のための施策
- 二 がんの研究における愛知県がんセンター、医療機関、関係大学、産業界等の連携を図るための施策
- 三 がんの研究に関し専門的な知識を有する人材の育成及び確保に関する施策

(県民運動の推進)

第十九条 県は、市町村、保健医療関係者、関係団体、事業者等と幅広く連携し、がん対策に関する県民の理解と関心を深めるための運動を県民と共に行うものとする。

(がん対策推進計画)

第二十条 県は、がん対策基本法第十二条第一項に規定する都道府県がん対策推進計画(以下「がん対策推進計画」という。)を策定し、又は変更するに当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

- 2 県は、がん対策推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、がん対策に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 県は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年十二月二十二日条例第四十五号)

この条例は、公布の日から施行する。